

法第7条（対応措置等に関する説明書類の縦覧）に基づく説明資料

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置 に関する法律第7条第1項に規定する説明書類

平成22年5月17日
福井丹南農業協同組合

当組合は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し、その実現に向けて取り組んでおります。

今般、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下、「金融円滑化法」という。）に基づき、当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

第1 第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要

当組合では、金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本方針」を、理事会にて、下記のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本方針

当JAたんなん（以下、「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする組合員等利用者に対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります。

- 1 当JAは、組合員等利用者からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員等利用者の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当JAは、事業を営む組合員等利用者からの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、組合員等利用者の経営改善に向けた取り組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取り組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当JAは、組合員等利用者から新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、組合員等利用者の経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります。

法第7条（対応措置等に関する説明書類の縦覧）に基づく説明資料

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4 当JAは、組合員等利用者からの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談、要望及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、組合員等利用者の理解と信頼が得られるよう努めてまいります。

5 中小企業者等金融円滑化法への対応

(1) 農業事業者、中小事業者および住宅ローンご利用の組合員等利用者からの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、組合員等利用者の特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めてまいります。

(2) 当JAは、その際、他の金融機関や日本政策金融公庫、住宅金融支援機構、農業信用基金協会、企業再生支援機構、事業再生ADR等との緊密な連携を図るよう努めてまいります。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、組合員等利用者の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6 当JAは、組合員等利用者からの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な体制を整備いたしております。

具体的には、

(1) 組合長以下、関係役員部課長を構成員とする「部長会議」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。

(2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

(3) 各支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。

7 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

附則

この方針は、平成22年1月25日から施行する。

第2 第6条第1項第2号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項

法第7条（対応措置等に関する説明書類の縦覧）に基づく説明資料

「金融円滑化管理責任者」とは、当組合における金融円滑化管理にかかる態勢全般を統括する者をいう。

「金融円滑化管理責任部署」とは、金融円滑化管理責任者の指示を受け、当組合における金融円滑化管理にかかる態勢全般を統括する部署をいう。

「金融円滑化管理担当者」とは、金融円滑化管理責任者の指示を受け、支店等における金融円滑化の実施のため、第6条に定める役割を担う者をいう。

理事会は、当組合の業務の健全かつ適切な運営の確保に配慮しつつ、当組合における金融円滑化方針を定めるとともに、適切な金融円滑化管理態勢を整備・確立する責任を有する。

前述の責任を果たすために必要な金融円滑化態勢整備にかかる企画、推進及び進捗管理に関する重要な事項を協議し、その結果を金融円滑化管理責任部署等が行う施策に反映させるため、部長会において次に掲げる事項を協議する。

- 1 金融円滑化にかかる基本的方針の原案および改正案に関すること
- 2 金融円滑化にかかる重要な規程の制定および改廃に関すること
- 3 金融円滑化にかかる重要な取組事項等に関する実施計画の策定および進捗管理に関すること
- 4 金融円滑化にかかる施策の実施状況およびその分析結果、組合員利用者からの金融円滑化にかかる重要な相談・苦情等を踏まえた金融円滑化管理態勢の整備に関すること
- 5 その他重要な金融円滑化に関する情報、法定等改正による重要な制度変更社会情勢の変化を踏まえた金融円滑化管理態勢の整備に関すること
- 6 金融円滑化にかかる役職員の教育および能力向上態勢の整備に関すること

部長会における協議の充実を図るため、次に掲げる事項を部長会に報告する。

- 1 金融円滑化にかかる重要な施策の実施結果およびその評価等
- 2 組合員利用者からの金融円滑化にかかる重要な相談・苦情等の内容およびその分析結果
- 3 法令等改正による重要な制度変更、社会情勢の変化等の金融円滑化に関する一般情報
- 4 その他会議の協議の充実に資する事項

金融円滑化管理責任者は、信用事業担当理事とし、管理責任部署は金融部資金課とする。

金融円滑化管理責任者・管理責任部署は、この規程で別に定める事項のほか、次に掲げる事項を実施する役割と責任を有する。

- 1 所管する金融円滑化に関する規定の制定および改廃の立案ならびに決定後の周知
- 2 金融円滑化に関する施策の立案ならびに決定後の周知、実施および進捗管理
- 3 金融円滑化管理態勢全般の運営状況にかかる理事会および監事への報告。特に、経営に重大な影響を与える、または顧客の利益が著しく阻害される事案については速やかに報告する。
- 4 金融円滑化関連情報の収集、管理、分析および検討の実施
- 5 組合員利用者からの金融円滑化にかかる相談への対応
- 6 関係部署と連携した債務者に対する経営相談・経営指導及び債務者の経営改善に向けた取組みの支援

法第7条（対応措置等に関する説明書類の縦覧）に基づく説明資料

- 7 各支店・出張所等からの金融円滑化にかかる照会への対応、および各支店・出張所等への金融円滑化にかかる指示、助言、勧告、または指導
- 8 金融円滑化にかかるモニタリングの実施
- 9 金融円滑化管理担当者との連絡および連携
- 10 方針に基づく各支店等の金融円滑化実施状況にかかる業績評価の原案の策定
- 11 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（以下「金融円滑化法」という）に定める開示、行政当局への報告、およびこのために必要となる各支店等からの報告の徴求
- 12 金融円滑化に関する役職員の教育・研修等の実施
- 13 信用リスク管理態勢、利用者保護等管理態勢等の関連する管理態勢との連携および調整

金融円滑化管理責任者は、各支店等の職位者の中から、それぞれ各1名の金融円滑化管理担当者を任命する。ただし、業務体制に応じて複数名の担当者を置くことが適切と判断した場合には複数名を任命できる。

金融円滑化管理担当者は、次に掲げる事項を実施する役割と責任を有する。

- 1 金融円滑化管理責任部署からの指示に基づく金融円滑化の実施状況および計数の報告
- 2 金融円滑化にかかる諸規定および関係部署からの指示事項の支店等内の周知
- 3 金融円滑化管理責任部署との連絡および連携
- 4 金融円滑化に関する支店等の職員からの相談および支店等の職員に対する教育
- 5 組合員利用者からの金融円滑化にかかる苦情・相談への対応適切性の確保

組合員利用者からの金融円滑化にかかる相談窓口を、金融部資金課に設置する。

組合員利用者からの金融円滑化にかかる苦情については、金融部資金課で受付け、「J」A事業苦情等対応規程」により取扱うものとする。その際、必要に応じて金融円滑化管理責任者および金融円滑化管理担当者と連携して対応を行うものとする。各支店等では、金融円滑化にかかる取引の実施状況について記録を作成する。

当該記録の保存は、作成の日から5年間とする。

金融円滑化管理責任部署は、各支店等における金融円滑化の実施状況をモニタリングし、金融円滑化対応にかかる適切性および十分性が確保されているか継続的に確認し、問題等が認められた場合には各支店等に必要な指導を行う。

金融円滑化管理責任部署は、各支店等が金融円滑化実施状況にかかる記録類を適正に作成し、事後検証ができるように適切に保管しているかモニタリングをする。

金融円滑化管理責任部署は、前2項のモニタリングとして、オンサイトならびにオフサイトの手法による実施方法により、毎年度における実施計画等を策定しモニタリングを実施するものとする。

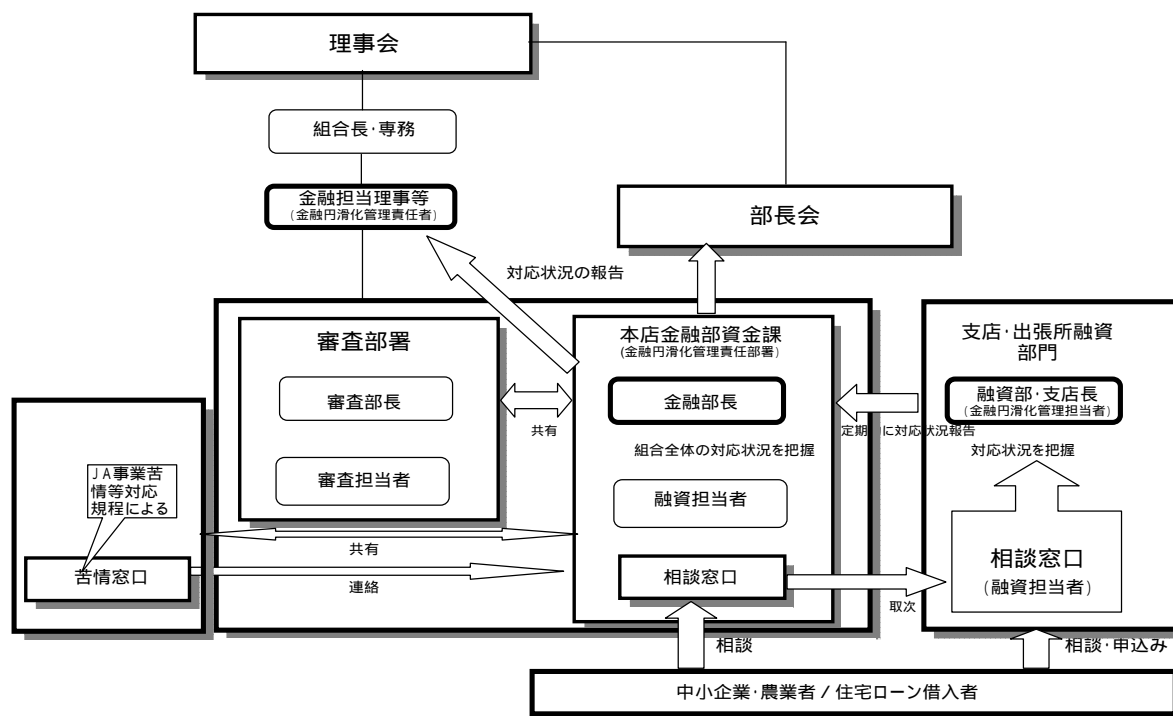
法第7条（対応措置等に関する説明書類の縦覧）に基づく説明資料

金融円滑化管理責任部署は、主催する業務研修等の機会を活用して金融円滑化にかかる規則類、留意事項等にかかる教育を行うものとする。

行政検査、内部および外部監査、全中および農林中央金庫の指導、各種調査の結果、各部門からの報告その他金融円滑化管理の状況に関する情報等に基づき、金融円滑化管理責任者は、金融円滑化管理対応の状況を把握し、管理の実効性を評価したうえで、態勢上の改善すべき点の有無およびその内容を検討するとともに原因を分析する。

これらの定める取組みの内容等は、部長会に協議または報告を行い、必要に応じて理事会に報告し、またはその議決を受ける。

金融円滑化対応にかかる全体の管理体制(苦情・相談)



第3 第6条第1項第3号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要

- (1) お客さまからの、金融円滑化にかかるご相談窓口を金融部資金課に設置しているほか、各支店・出張所においても承っております。
- (2) お客さまからの、当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については、金融部資金課に受付窓口を設置しております。また、各支店・出張所で苦情を受けた場合には、当組合所定の手続きに従って、速やかに金融部資金課に連絡をし、金融部資金課と各支店・出張所が

法第7条（対応措置等に関する説明書類の縦覧）に基づく説明資料

連携のうえ、適切な対応を実施する体制を整備しております。

金融円滑化へのご相談窓口のご案内

平成 21 年 12 月 11 日

お客様 各位

福井丹南農業協同組合

金融円滑化へのご相談窓口のご案内

当組合では、農業および地域の金融の円滑化に積極的に取り組んでいるところです。

現在、経済環境や雇用情勢が一段と厳しさを増していることに対応するため、本支店及び出張所の「ご相談窓口」で、組合員および住宅ローンご利用のお客様から、きめ細やかなご相談に応じておりますのでお知らせします。

お客様のためのご相談窓口

店舗名	所在地	相談窓口	電話番号
本店	鯖江市上河端町 18-6	金融部資金課	0778-51-8069
鯖江北支店	鯖江市杉本町 8-3-1	融資次長・融資渉外者	0778-51-8016
神明出張所	鯖江市神明町 1 丁目 8-1	所長・融資渉外者	0778-51-8013
鯖江西支店	鯖江市大倉町 21-1	融資次長・融資渉外者	0778-62-1300
豊出張所	鯖江市下野田町 28-48	所長・融資渉外者	0778-62-1224
ローンセンター	鯖江市桜町 2 丁目 2-8	所長・融資渉外者	0120-51-8025
鯖江中央支店	鯖江市中野町 73-13	融資次長・融資渉外者	0778-51-8014
新横江出張所	鯖江市横江町 2 丁目 2-20	所長・融資渉外者	0778-51-8012
鯖江東支店	鯖江市落井町 50-1-1	融資次長・融資渉外者	0778-65-1018
片上出張所	鯖江市大野町 29-30	所長・融資渉外者	0778-51-8015
河和田出張所	鯖江市西袋町 39-4-1	所長・融資渉外者	0778-65-0002
今立支店	越前市野岡町 11-8	融資次長・融資渉外者	0778-43-1122
今立南出張所	越前市粟田部町 34-13	所長・融資渉外者	0778-43-1140
服間出張所	越前市朽飯町 11-17	所長・融資渉外者	0778-43-1125

法第7条（対応措置等に関する説明書類の縦覧）に基づく説明資料

（ご相談受付時間：9時～17時）

貸出条件変更等に係るご意見・苦情については、JAたんなん資金課にてお受けいたします。

・苦情相談窓口 TEL 0778-51-8069

概要図は後述

第4 第6条第1項第4号に規定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

金融円滑化責任部署を中心に、お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し、必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等、お客さまへの支援について真摯に取り組みます。

条件変更を有無に関わらず金融機関としてのコンサルティング機能を発揮します。特に、農業者のお客さまに関しては、当組合の営農部門とも連携し、経営相談等行う体制を整備しております。

このような機能のために研修等人材育成を行います。経営相談、経営改善・再生のための支援能力向上のため、当組合職員に対し、必要な研修、指導を行っております。

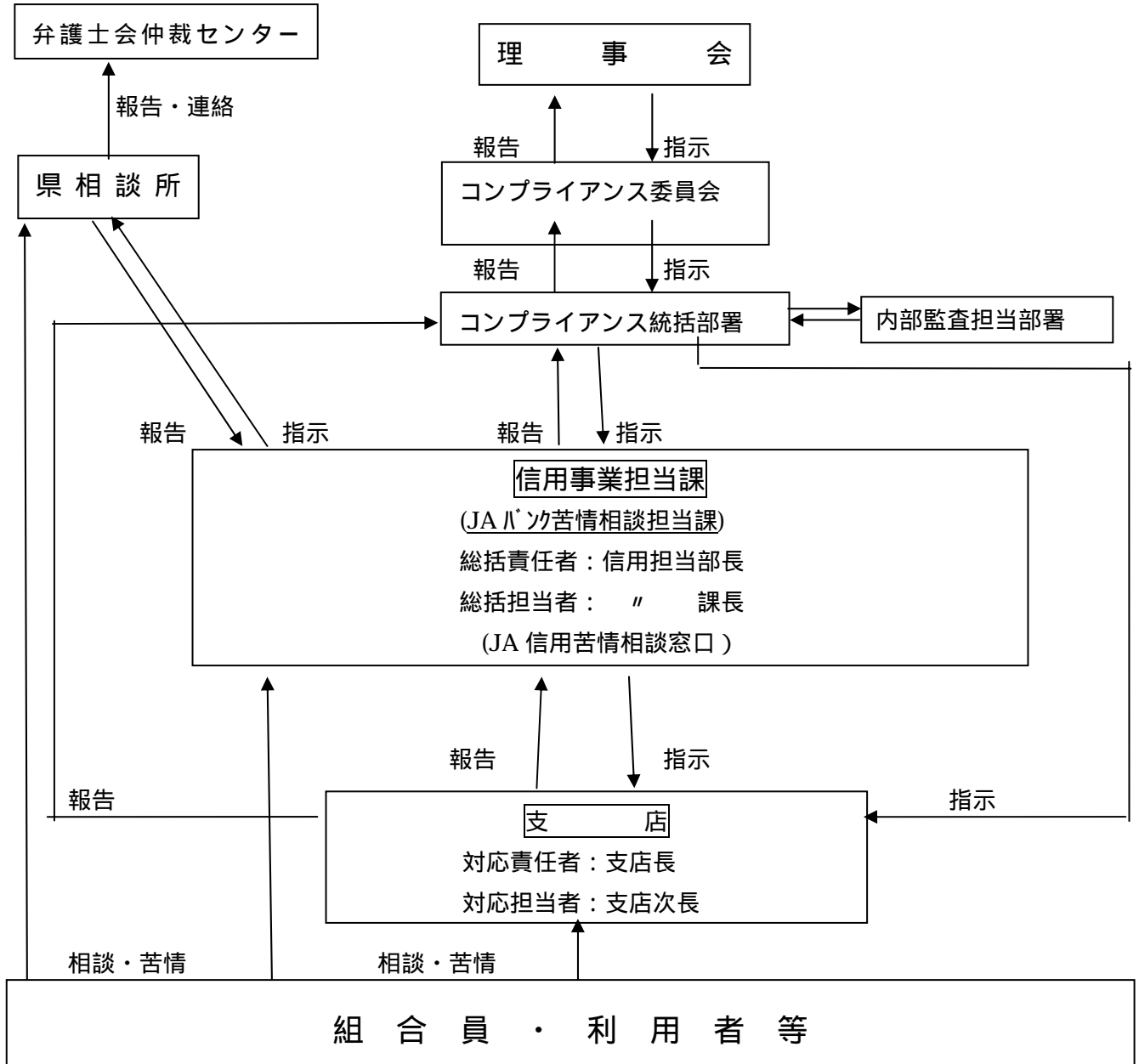
第5 法第4条に基づく措置の実施状況

別表1のとおり

第6 法第5条に基づく措置の実施状況

別表2のとおり

JA 信用事業苦情等対応 体制図



別表 1

法第 4 条に基づく措置の実施状況

(債務者が中小企業者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成22年12月末		平成23年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	46	1841	54	2001
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権の額	46	1841	54	2001
うち、実行に係る貸付債権の額	46	1841	54	2001
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、信用保証協会等による債務の保証を受けていた貸付債権の額	0	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、信用保証協会等が債務の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0

(債務者が中小企業者であって、当該中小企業者に対し他の金融機関も貸付債権を有する場合)

(金額単位：百万円)

	平成22年12月末		平成23年3月末	
	件数	金額	件数	金額
信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権に係る債務者のうち他の金融機関に対しても法の施行日以後に貸付けの条件の変更等の申込みが行われたことを確認することができた者から、貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	0	0	0	0
うち、実行に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、信用保証協会が条件変更対応保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、農業信用基金協会又は漁業信用基金協会が借換資金の保証を応諾する旨の判断を示した貸付債権の額	0	0	0	0
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、他の金融機関により法の施行日以後になされた貸付けの条件の変更等の実行を認識していた場合の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0

別表 2

法第 5 条に基づく措置の実施状況

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(金額単位：百万円)

	平成22年12月末		平成23年3月末	
	件数	金額	件数	金額
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の額	26	473	36	687
うち、実行に係る貸付債権の額	26	473	36	687
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	0	0	0
うち、審査中の貸付債権の額	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の額	0	0	0	0

(注) 法第 4 条および第 5 条に基づく措置の実施状況における、「貸付けの条件の変更等」の定義等は、「農水産業協同組合に係る中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する命令」に基づいて計上しております。